

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 肥料の登録の有効期間を更新した件 二三
- 地籍調査の成果について認証した件 二三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 二三
- 土地改良法により換地処分をした件 二三
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件七件 三四
- 道路の供用を開始する件 三六
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件二件 三六

公 告

- 一般競争入札を行う件四件 三三
- 福 島 県 公 安 委 員 会
- 福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 二四
- 福 島 県 人 事 委 員 会
- 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則 二四
- 選考により採用する職員の職を定める件の一部を改正する件 二四
- 正 誤
- 平成二十年六月十日付け定例第九百八十六号中 二四

告 示

福島県告示第百三十号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十一年三月六日

福島県知事 佐藤雄平

保証成分量 (%)	更新した
-----------	------

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の 名称	窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量	その他 の規格	氏名又 は名称	住 所	登 録 の 有 効 期 限
781	副産植 物質肥 料	カタク ラ発酵 副産肥 料	1.5	—	7.0	該当事項な し。	片倉チ ツカリ ン株式 会社	東京都千代 田区九段北 一丁目13番 5号	平成27年 3月3日
808	混合有 機質肥 料	南郷ト マト専 用肥料 2号	6.0	2.0	—	含有を許さ れる有害成 分の最大量 及びその他 の制限事項 は、公定規 格のとおり。	同上	同上	平成24年 3月3日

(農業総合センター)

福島県告示第百三十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、大沼郡金山町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年三月六日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行った者の名称

金山町

二 成果の名称

大沼郡金山町大字横田の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、会津中央土地改良区から平成二十年十二月十二日付けで申請のあった定款の変更について、平成二十一年三月二日認可した。

平成二十一年三月六日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十一年二月二十五日三和地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。
平成二十一年三月六日

福島県知事 佐藤 雄 平
（農地管理課）

福島県告示第百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十一年三月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
南会津郡下郷町大字中山字雷荷場甲七六六
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十一年三月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
南相馬市鹿島区上栲窪字萩平一五五
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十一年三月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
相馬市柚木字蓬田二六八の一、二六八の三、二九二、字江ノ入九七の一
 - 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十一年三月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
東白川郡矢祭町大字大井字児墓三の三、一四の六、一六の一、一六の三から一六の八まで、一七の一から一七の三まで、一九、二〇の一、二〇の二、二一の一、二二の二、二二の一、二二の二、二三、二四の一、二四の二

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(治山対策課)

福島県告示第百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十一年三月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

- 西白河郡西郷村大字羽太字一本木二から二〇まで、二二から二五まで、二七、四〇、字一本木沢四五の一、四五の二、字上鈴二の二、三、七、八、字下川端三〇、三一、三三、三四、三六、三七の一、三八、字篠倉一、二の二、字田入三の一、三の二、四、六、八、一、一、一四、一五、一七、一九、二二、二三、二五、二六、二八から三一まで、三二の一、三二の二、三三から三五まで、三八の一、三八の二、四一、四五の一から四五の四まで、四六、四七、四九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、西郷村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(治山対策課)

福島県告示第百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十一年三月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

- 相馬郡飯館村飯樋字八和木四〇四の一、四〇八、四〇九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字八和木四〇四の一・四〇八・四〇九（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、飯館村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び飯館村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

平成二十一年三月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の方法

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び飯館村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び飯館村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

平成二十一年三月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

- いわき市山玉町佛具山・田人町南大平・田人町旅人・田人町荷路夫・田人町黒田・田人町貝泊（以上六大字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(治山対策課)

- 準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔「次の凶」及び「次のとおり」は、省略し、その凶面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(治山対策課)

福島県告示第四百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係凶面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十一年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道浜崎高野会津若松線	河沼郡湯川村大字清水水田字前田三番一地从 会津若松市高野町大字柳川字下高野四二一 番一地从先まで	平成二十二年三月 六日

(道路計画課)

福島県告示第四百一十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十一年三月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称 会津若松市
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 会津都市計画道路事業 三・四・百一十一号 藤室鍛冶屋敷線
 - 三 事業認可の年月日 平成九年十月二十四日
 - 四 事業施行期間 平成九年十月二十四日から平成二十六年三月三十一日まで
 - 五 事業地 収用の部分 変更なし
- (まちづくり推進課)

福島県告示第四百一十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事

業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十一年三月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称 富岡町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 富岡都市計画下水道事業（富岡町公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 昭和六十三年六月十七日
- 四 事業施行期間 昭和六十三年六月十七日から平成二十八年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

(下水道課)

公 告

公告第四百四号

福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 入札に付する事項
 - 1 件名及び数量 福島県税務システム維持管理業務 一式
 - 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町二番十六号）
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - 1 施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。
 - 2 この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - 3 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - 4 三に規定する資格の確認の申請の日から起算して過去三年以内に、仕様書に定める業務内容と同程度の業務の履行実績を有する者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

1 提出期間 平成二十一年三月六日(金)から同月十三日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

2 提出場所 郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県総務部財務総室税務システム課

電話〇二四―五二一―七七三二

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、平成二十一年三月十三日(金)午後五時三十分まで必着とする。

四 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

1 配布期間 平成二十一年三月六日(金)から同月十二日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

2 配布場所 三の2に掲げる場所に同じ。

3 その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列四番の大きさの用紙二十枚が入る程度の大きさで、百四十円分の切手はつたあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、三の2に掲げる場所まで、平成二十一年三月十二日(木)午後五時三十分までに必着で請求すること。

五 入札及び開札の日時及び場所

1 日時 平成二十一年三月二十三日(月)午前十時

2 場所 三の2に掲げる場所に同じ。

3 その他 郵便による入札は、認めない。

六 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいづれかに該当する場においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいづれかに該当する場においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

七 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

八 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

九 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成二十一年四月一日以降で予算の

執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

十 その他

1 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

(税務システム課)

公告第五百号

小荷物運送業務の役務の提供について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七條の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 入札に付する事項

1 件名及び予定数量 小荷物運送業務

(一) 県内あて

(二) 関東地方及び甲信越地方あて

(三) 東北地方あて(県内あてを除く。)

(四) 北海道あて

(五) 東海地方及び北陸地方あて

(六) 近畿地方あて

(七) 中国地方及び四国地方あて

(八) 九州地方(沖縄県を除く。)あて

(九) 沖縄県あて

七、五〇〇個

三五〇個

四〇個

五個

五個

一〇個

五個

二五個

五個

2 業務の仕様等 入札説明書による。

3 契約期間 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

4 履行場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に關する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六十七條の四第一項の規定に該当しない者であること。

2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定による更生手続開始の申立て

をしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

3 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者であること。

4 過去二年間において国、地方公共団体等の委託を受けて、小荷物運送業務の役務を提供した実績を有する者であること。

5 県内に事業所を有し、かつ、当該契約に係る役務の提供に迅速かつ確実に対応できる体制を整えている者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の3から5までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成二十一年三月十三日（金）午後五時三十分までに次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

1 提出場所 郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県企画調整部企画調整総室企画調整課
電話〇二四―五二一―七一一〇

2 提出方法 郵送又は持参による。ただし郵送による場合は、書留郵便とし、平成二十一年三月十三日（金）午後五時三十分まで必着とする。

四 入札及び開札の日時、場所等
1 日時 平成二十一年三月二十三日（月）午後一時三十分

2 場所 福島県庁本庁舎五階企画推進室（福島県福島市杉妻町二番十六号）

3 その他 郵便による入札は、認めない。

五 入札保証金及び契約保証金
1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいづれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいづれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効
二の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成二十一年四月一日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

九 その他
1 入札方法 入札書には、一の1の(一)から(九)までに掲げる項目ごとの単価に当該項目の予定数量を乗じて得た額の合計額を記載すること。

なお、入札書に記載された金額の内訳として、一の1の(一)から(九)までに掲げる項目ごとの単価及び当該単価に当該項目の予定数量を乗じて得た額を記載すること。

おつて、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

3 契約書作成の要否 要
4 その他 詳細は、入札説明書による。
(企画調整課)

公告第百六号
小荷物及びメール便運送業務の役務の提供について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七條の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六條第一項の規定により公告する。
平成二十一年三月六日
福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項
1 件名及び予定数量 小荷物及びメール便運送業務

(一) 小荷物
ア 県内あて 三、二〇〇個
イ 北海道あて 五個
ウ 東北地方あて（県内あてを除く。） 五〇個
エ 関東地方あて 百五〇個
オ 中部地方あて 一五〇個
カ 近畿地方あて 五個
キ 中国地方、四国地方及び九州地方あて 五個

(二) メール便 三二、五〇〇個

2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 契約期間 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

4 履行場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二十二号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

3 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者であること。

4 過去二年間において国又は地方公共団体の委託を受けて小荷物運送業務の役務を提供した実績を有する者であること。

5 県内に事業所を有し、かつ、当該契約に係る役務の提供に迅速かつ確実に対応できる体制を整えている者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の3から5までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成二十一年三月十六日（月）午後五時三十分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県生活環境部生活環境総室生活環境総務課

電話番号〇二四―五二一―七五五六

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所に同じ。

2 入札及び開札の日時及び場所 平成二十一年三月二十三日（月）午後二時 福島県庁西庁舎八階八〇一会議室（福島県福島市杉妻町二番十六号）

3 その他

(一) 郵送による入札説明書等の配付を希望する場合は、日本工業規格A列四番の大きさの用紙二十枚が入る程度の大きさで、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、三に掲げる場所まで請求すること。

(二) 郵便による入札は、認めない。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成二十一年四月一日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

九 その他

1 入札方法 入札書には、一の1の(一)及び(二)に掲げる項目ごとの単価に当該項目の予定数量を乗じて得た額の合計額を記載すること。

なお、入札書に記載された金額の内訳として、一の1の(一)及び(二)に掲げる項目ごとの単価及び当該単価に当該項目の予定数量を乗じて得た額を記載すること。

おつて、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（生活環境総務課）

公告第七号

福島県精神保健福祉センターデータ入力事務労働者派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七條の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月六日

福島県精神保健福祉センター所長 畑 哲 信

一 入札に付する事項

1 件名及び予定数量 福島県精神保健福祉センターデータ入力事務労働者派遣業務 年間八百八十時間（一日四時間、派遣日数二百二十日）

2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

4 履行場所 福島県精神保健福祉センター（福島県福島市御山町八番三十号）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。
2 この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

4 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第五条第一項に規定する一般労働者派遣事業の許可を受けている者又は労働者派遣法第十六条第一項に規定する特定労働者派遣事業の届出書を提出している者であること。

5 財団法人日本情報処理開発協議会のプライバシーマークの付与認定その他個人情報又は情報資産の取扱いが適切であることについて第三者機関の認定等を取得している者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4及び5に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

1 提出期間 平成二十一年三月六日（金）から同月十六日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

2 提出場所 郵便番号九六〇〇一八〇一二 福島県福島市御山町八番三十号
福島県精神保健福祉センター
電話番号〇二四一五三三三五六

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、平成二十一年三月十六日（月）午後五時まで必着とする。

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、入札書の提出場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる場所に同じ。

2 入札及び開札の日時 平成二十一年三月二十四日（火）午後一時三十分

3 入札及び開札の場所 福島県精神保健福祉センター会議室（福島県福島市御山町八番三十号）

4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間に、提出した書類に關し、福島県精神保健福祉センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成二十一年四月一日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

九 その他

1 入札方法 入札書には、派遣労働者一人一時間当たりの単価に予定数量を乗じて得た額を記載すること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。
なお、入札説明書及び仕様書については、福島県精神保健福祉センターウェブページ（<http://www.pref.fukushima.jp/seisenta/top.html>）からダウンロードして入手することができる。

（精神保健福祉センター）

福島県公安委員会

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月6日

福島県公安委員長 松本 忠清

福島県公安委員会規則第2号

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則（昭和32年福島県公安委員会規則第9号）の一部を次

のように改正する。

第3条の2に次の1号を加える。

(8) 被疑者取調べの監督に関すること。

第26条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

別表第1喜多方警察署の部幸町交番の項中「、字見頃道上」を削る。

別表第2三春警察署の部中表駐在所の項中「田村郡三春町大字鷹巣」を「田村郡三春町大字下舞木」に改め、同表会津美里警察署の部尾岐駐在所の項中「のうち」の次に「旭杉原、旭三寄、旭館端、旭無量、旭寺入、旭市川、」を加え、同表南相馬警察署の部上真野駐在所の項所管区の欄を次のように改める。

南相馬市のうち鹿島区(浮田、牛河内、岡和田、御山、上橋窪、小池、小山村、榑原、角川原、枋窪、山下、横手(字鉸盛松、字大原、字唐神、字川原前、字北ノ内、字北畑、字北原田、字御所内、字白坂前、字新原田、字神明前、字大門、字鶴崎、字寺前、字堂前、字西畑、字西原田、字八斗崎、字原田、字広谷地、字蒔田、字利正寺迫に限る。)に限る。)

別表第2南相馬警察署の部北長野駐在所の項所管区の欄を次のように改める。

南相馬市のうち原町区(大谷、大原、押釜、北長野、北新田、信田沢、高倉、長野、深野に限る。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の2に1号を加える改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

(警 務 課)

福島県人事委員会

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月六日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第三号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則(昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第八条ただし書中「臨床検査技師及び看護」を「及び臨床検査技師」に改める。
別表第一福島県職員(資格免許職)採用候補者試験の項中「並びに医療職給料表(三)の職務の級二級の職」を削る。

別表第二中

臨床検査技師	主として臨床検査技師に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
看護	主として看護師に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職

を

臨床検査技師 主として臨床検査技師に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職

に改める。

別表第三福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験の項受験資格の欄第一号中「葉字」を「農芸化学、葉字」に改め、同欄中第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 農芸化学

ア 試験告知の日の属する年度の四月一日における年齢が二十一歳以上二十九歳未満の者に次に掲げるもの

- (1) 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第九条第一項第一号に規定する食品衛生監視員の養成施設(大学におけるものに限る。)において同号に規定する課程を修めて、当該大学を卒業した者又は試験告知の日の属する年度の三月末日までに卒業見込みの者
- (2) 大学において畜産学、水産学若しくは農芸化学の課程を修めて卒業した者又は試験告知の日の属する年度の三月末日までに卒業見込みの者
- (3) 試験機関が(1)又は(2)に該当する者と同等の資格があると認める者

イ 試験告知の日の属する年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者でア(1)又は(2)に該当するもの

別表第三福島県職員(資格免許職)採用候補者試験の項受験資格の欄第四号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(採用給与課)

福島県人事委員会告示第二号

選考により採用する職員の職を定める件(昭和五十七年福島県人事委員会告示第一号)

の一部を次のように改正する。
平成二十一年三月六日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

(採用給与課)

第一号中「助産師」を「助産師 看護師」に改める。

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十年六月十日付け定例第九百八十六号中

三六六	下	七	一六・五	五・〇
二〇				

福島県報の購読申込みについて

福島県報を御購読いただきありがとうございます。

現在の購読期限は、平成21年3月末日までとなっておりますが、来年度も引き続き購読を希望される方や新たに購読を希望される方は、次のページの申込書に必要事項を記載の上3月31日（火）までに福島県総務部文書管財総室文書法務課（郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号）にお申し込みください。

購読料（月額3,390円。送料を含む。）につきましては、お申し込み後に納入通知書を送付しますので、納入期限までに福島県指定金融機関（東邦銀行）又は福島県収納代理金融機関（東邦銀行以外の銀行、信用金庫、信用組合等）に納入してください。

福島県報購読申込書

平成 年 月 日

福島県知事

郵便番号

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び法人その他の

団体にあつては、その代表者の

氏名

㊞

電話番号

福島県報を 部平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで 箇月間購読します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。